

## アート引越センター株式会社と 「災害時における物資の輸送・荷役作業等の支援協力に関する協定」 を締結しました

このたび、災害時の物資の輸送能力の向上や荷役作業等を円滑に行うため、アート引越センター株式会社と「災害時における物資の輸送・荷役作業等の支援協力に関する協定」を締結しました。

アート引越センターは全国に拠点を置いていることから、本協定により被災地外からの支援が期待され、横浜市の輸送能力向上に取り組んでいきます。

### 1 締結日

令和6年9月4日

### 2 協定の概要

- (1) 災害時の物資輸送の支援協力
- (2) 災害時の荷役作業等の支援協力

### 3 添付資料

災害時における物資の輸送・荷役作業等の支援協力に関する協定



↑締結式の様子

左:小林 エリア統括ブロック長  
右:高坂 危機管理監

#### アート引越センター株式会社

(所在地:大阪府大阪市中央区城見 1-2-27 代表取締役社長:寺田 政登)

アート引越センター株式会社は、引越を専門とする会社として国内で初めて1976年に創業し、現在、全国168拠点、アートグループで約3,900台の車両を保有し引越事業を核に「暮らし方を提案する」企業として展開しています。

#### お問合せ先

総務局危機管理室緊急対策課担当課長 吉川 尚徳 Tel 045-671-3457



**GREEN × EXPO 2027**  
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



## 災害時における物資の輸送・荷役作業等の支援協力に関する協定

横浜市（以下「甲」という。）とアート引越センター株式会社（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号所定の災害（以下「災害」という。）時における物資の輸送・荷役作業等の支援協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、横浜市において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から乙に対して行う物資の輸送や荷役作業等の支援協力の要請に関し、その手続等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策を円滑に実施することを目的とする。

### （支援協力の要請）

第2条 甲は、前条に規定する災害応急対策及び災害復旧対策の円滑な実施のため、物資の輸送や荷役作業等が必要であると認めるときは、乙に対して第4条所定の業務（以下「本業務」という。）による支援協力を要請することができる。

### （支援協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受け、これを受諾したときは、物資の輸送や荷役作業等の支援協力について速やかに対応するよう努めるものとする。

- 2 前項の規定において、甲は、乙の取引先、委託先、関係者との契約上の制限又は業務上の制約等により乙の協力が困難な場合があることを考慮するものとする。
- 3 甲は、乙による物資の輸送や荷役作業等の支援協力が円滑に行われるよう、輸送ルート上の被災状況等に係る情報の提供、支援物資の搬送車両の円滑な通行に関する支援その他の必要な支援に努めるものとする。

### （支援協力の範囲）

第4条 甲が乙に支援協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 物資等の輸送
- (2) 物資の積込、積降ろし、仕分け作業
- (3) 支援物資（段ボールベッドなど）の組立、分解作業
- (4) 道路状況に合わせた車両手配

- 2 乙は、物資の輸送や荷役作業等に関し必要な調整を行う。
- 3 乙は、前各項の業務を円滑に実施するため、物資の輸送や荷役作業等に関する専門的な知識を有する者（以下「連絡調整員」という。）を甲の下に派遣する。

### （要請の方法）

第5条 甲は、第2条の支援協力が必要であると判断したときは、乙に対し、別紙1に定める「物資の輸送・荷役作業等の支援協力に関する要請書」により支援協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、事後に要請書を提出するものとする。

- 2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、乙が可能と認める範囲において、当該要請に基づく本業務を行うものとする。なお、協力ができないときは、速やかに、その旨を甲に伝える。

(物資の引き渡し)

第6条 甲は、原則として甲の指定する物資の配達場所において物資を確認の上、乙から当該物資の引渡しを受けるものとする。

(業務報告)

第7条 乙は、本業務終了後、別紙2に定める「物資の輸送・荷役作業等の支援協力に関する実施報告書」により、速やかに甲に実施した本業務内容を報告する。

(情報の共有)

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく本業務の実施に当たり必要な情報を相互に提供し、共有するよう努める。

(経費の負担)

第9条 本協定に基づき、乙が本業務の遂行に要した経費は、甲が負担する。

2 甲が負担する経費は、国土交通省の認可料金等による、災害直前における適正な価格を基準として、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

(請求及び支払い)

第10条 乙は、本業務終了後、前条に定める経費について、甲乙間で別途定める内容に基づき、輸送活動実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

2 甲は、請求を受けてから、前項の内容及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)等に基づき、遅滞なく、乙に支払うものとする。

(事故等)

第11条 乙は、本協定に基づく業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して速やかにその状況を文書により報告し、甲と乙が協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告する時間がない場合には、口頭により報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(災害補償)

第12条 甲は、本協定に係る本業務に従事した者が、それらの業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、横浜市震災対策条例(平成25年2月横浜市条例第4号)第36条第1項の規定に基づき、補償するものとする。

(第三者への損害賠償責任)

第13条 乙は、本業務中に、乙の責に帰する事由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

2 前項に規定する第三者への賠償は、乙が関係者との協議の上、決定する。

3 乙が本協定に基づく本業務の実施中に自らの責に帰さない事由により第三者に損害を与えた場合は、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況等を文書により甲に報告し、その処置は、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

(機密の保持)

第14条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏洩し、又は利用してはならない。本業務終了後又は本協定終了後についても同様とする。

(連絡責任者)

第15条 甲及び乙は、本協定に基づく要請等に関する連絡責任者を指定して互いに通知する。なお、連絡責任者に変更があった場合には相手方に対し直ちに通知する。

(改定)

第16条 本協定の改定は、甲と乙が協議の上、書面をもって行うものとする。

(協議)

第17条 本協定の運用等において新たに必要とされる事項及び本協定に定めのない事項は、その都度、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

2 甲及び乙は、相互に協力して、本協定に係る検討、協議、訓練を行うなど、本協定に基づく本業務の円滑な運用に努める。

(適用)

第18条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3か月前までに、甲又は乙が相手方に対し、更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に1年間継続するものとし、以降もこの例による。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年9月4日

甲 横浜市中区本町六丁目50番地の10

横浜市長 山中 竹春

乙 大阪府中央区城見1丁目2番27号

アート引越センター株式会社

代表取締役社長 寺田 政登

(第 5 条関連)

年 月 日

## 物資の輸送・荷役作業等の支援協力に関する要請書

様

横浜市長

「災害時における物資の輸送・荷役作業等の支援協力に関する協定」第 5 条の規定に基づき、下記のとおり支援協力を要請します。

## 記

事項	内容
調達車両台数	
配車場所	
輸送場所	
輸送物資量・品目	
荷役作業場所	
荷役作業量・品目	
連絡調整員の派遣場所	
その他業務	
連絡先	
備考	

※ 災害時における要請状況に応じて適宜様式を変更して使用する。

(第 7 条関連)

年 月 日

## 物資の輸送・荷役作業等の支援協力に関する実施報告書

(横浜市)

様

(会社名)

「災害時における物資の輸送・荷役作業等の支援協力に関する協定」第 7 条の規定に基づき、下記のとおり業務内容を報告します。

## 記

事項	内容
調達車両台数	
配車場所	
輸送場所	
輸送物資量・品目	
荷役作業場所	
荷役作業量・品目	
連絡調整員の派遣場所	
その他業務	
連絡先	
備考	

※ 災害時における要請状況に応じて適宜様式を変更して使用する。